

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 規 則

- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行期日を定める規則..... (情報政策課) 85
- 北海道総合企画部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... (総合企画部総務課) 85

### 告 示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... (総務部総務課) 85
- 土地改良法による道営換地処分..... (農地調整課) 88
- 知事権限に係る保安林の指定の予定 (2件)..... (治山課) 88
- 知事権限に係る保安林の指定..... (治山課) 91
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 92
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 92
- 森林法による通知に代える公示..... (治山課) 94
- 建設業者に対する監督処分..... (建設情報課) 94
- 道路の区域の変更..... (道路整備課) 95
- 道路の供用の開始..... (道路整備課) 95
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 96

### 支庁告示

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... 96

### 道収用委員会告示

- 裁決手続開始の決定..... 96

## 規 則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第3号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行期日を定める規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例 (平成15年北海道条例第70号)の施行期日は、平成16年1月29日とする。

北海道総合企画部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第4号

北海道総合企画部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道総合企画部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (平成15年北海道条例第71号)の施行期日は、平成16年1月29日とする。

## 告 示

### 北海道告示第79号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道庁本庁舎清掃業務 (8階から12階まで及び塔屋に限る。) 一式

イ 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ 履 行 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎

#### (2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 平成14年1月1日以降、資格審査の申請をする日までに道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令等を受け

ていないこと。

エ 資本金の額が1,000万円以上及び清掃員を常時30人以上雇用していること。

オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成16年2月2日（月）から20日（金）まで

(イ) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁旧本庁舎2階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

イ 入札日時 平成16年3月8日（月）午前10時（送付による場合は、平成16年3月5日（金）までに必着）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 1の(4)に同じ。

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) その他

ア 開札の時ににおいて、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名称 北海道総務部総務課

(イ) 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 114

エ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

オ この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

カ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(12) Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :  
Cleaning of offices in the Hokkaido Government building  
(From 8 th floor to 12 th floor plus penthouse, inclusive)  
B . Bid tendering date and time :  
10 : 00 A. M., March 8, 2004  
(If mailed, bids must arrive no later than March 5, 2004)  
C . Contact point for notice :  
Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government  
Nisi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan  
Phone : 011-231-4111 Extension 22-114

## 2(1) 入札に付する事項

### ア 調達をする特定役務の名称及び数量

- (ア) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (3階から5階まで) 一式
- (イ) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (6階から8階まで) 一式
- (ウ) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (9階から12階まで) 一式

### イ 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ 履 行 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎

## (2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 平成14年1月1日以降、資格審査の申請をする日までに道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令等を受けていないこと。

エ 資本金の額が500万円以上及び清掃員を常時15人以上雇用していること。

オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分(当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分)の決算において、(1)のイに定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

## (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成16年2月2日(月)から20日(金)まで

(イ) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 1の(3)のイの(ウ)に同じ。

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## (4) 契約条項を示す場所

1の(4)に同じ。

## (5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 1の(5)のイに同じ。

イ 入 札 日 時

(ア) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (3階から5階まで)

平成16年3月8日(月)午前10時30分(送付による場合は、平成16年3月5日(金)までに必着)

(イ) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (6階から8階まで)

平成16年3月8日(月)午前11時(送付による場合は、平成16年3月5日(金)までに必着)

(ウ) 北海道庁別館庁舎清掃業務 (9階から12階まで)

平成16年3月8日(月)午前11時30分(送付による場合は、平成16年3月5日(金)までに必着)

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

## (6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

## (7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 1の(4)に同じ。

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

## (8) 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

## (9) 最低価格の入札者を落札者としめない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならな

い場合がある。

(10) 契約書作成の要否  
要

(11) そ の 他

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道総務部総務課

(イ) 所 在 地 1の(11)のウの(イ)に同じ。

エ 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

オ この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

カ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

キ この入札の執行は、公開する。

ク 詳細は、入札説明書による。

(12) Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

- a . Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex.  
(From 3 rd floor to 5 th floor, inclusive)
- b . Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex.  
(From 6 th floor to 8 th floor, inclusive)
- c . Cleaning of offices in the Hokkaido Government Annex.  
(From 9 th floor to 12 th floor, inclusive)

B . Bid tendering date and time :

- a . 10 : 30 A. M., March 8, 2004  
(If mailed, bids must arrive no later than March 5, 2004)
- b . 11 : 00 A. M., March 8, 2004  
(If mailed, bids must arrive no later than March 5, 2004)
- c . 11 : 30 A. M., March 8, 2004  
(If mailed, bids must arrive no later than March 5, 2004)

C . Contact point for notice :

Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government  
Nisi 6, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 Japan  
Phone : 011-231-4111 Extension 22-114

北海道告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9号の規定により、次の地区の換地処分をした。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 鷹栖町北野東地区
- 2 旭川市永山東地区

北海道告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 野付郡別海町中春別204の2、204の3、241の2、241の6
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
  - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 標津郡標津町字古多糠893の1 (次の図に示す部分に限る。)、648、649の1、649の2、888、892、895、896の2

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 標津郡標津町字標津133・1260の1・1326の189・2225の5・2225の31・2226の1・2226の2・2322の4・2324の2・2325の2・2327の1 (以上11筆について次の図に示す部分に限る。)、77の2、1326の3、1326の5、1326の6、1326の22、1326の25、1326の28、1326の170、2225の1、2225の42から2225の46まで、2322の5、2324の3

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第82号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 網走郡東藻琴村字清浦176の6・字末広686の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、685の3

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 網走郡津別町字共和572の1・574の1・574の2・574の5・字豊永128 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字旭173・174 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字旭173・174 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 幌泉郡えりも町字近浦305・306 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 魚つき

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字近浦305・306 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 野付郡別海町上春別222の46 (次の図に示す部分に限る。)、222の35、222の51、222の77、222の79、222の90、222の108、222の109、223の1、271の4、271の5、272の5、273の5、273の6、297の1、297の4、297の22、297の47、298の1、298の7、299の5、299の11、299の12、319の1、319の17、319の30、319の31、320の6から320の9まで、西春別4の9・5の3・20の6・32の6・43の9・43の38・83の8・101の13・112の10・112の11・126の8・126の9・173の7・190の11・199の8・234の12・281の16・349の16 (以上18筆について次の図に示す部分に限る。)、5の2、5の20から5の22まで、12の7、13の7、13の8、13の11から13の13まで、20の11、20の16、20の17、21の5、21の15から21の19まで、31の8、31の20、31の21、43の36、43の39、43の42、43の43、43の46、43の47、48の10、49の3、49の4、62の5、62の25、62の37、62の38、63の2、63の10、63の15、63の53、72の1、73の2、73の16、82の4、82の11、82の12、82の15、82の23、83の9、92の1から92の5まで、92の21、92の25、93の8、93の9、93の19、101の11、101の12、101の38、112の18、112の41、126の26、137の7、137の8、163の3、164の3、173の8、173の12、190の10、190の12、190の32、199の9、199の24、

199の27、227の7、227の8、227の16、234の13から234の15まで、234の30、234の31、279の9、279の28、279の29、281の13から281の15まで、281の19、281の75、349の17、中西別74の4・74の5・163の4・164の7・173の5・199の1・199の7 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、1の1、2の1、3の1、4の1、5の7、19の2、19の9、19の13、20の1、20の7、20の11、20の12、21の7、36の7、36の9、37の4から37の7まで、57の4、57の8、57の10、57の11、57の14、58の11、58の12、73の1、73の2、74の6、74の16、74の17、87の33、147の13、163の1、163の3、164の8、164の23、164の28、165の7、165の8、165の10、165の13、165の14、165の16、166の7、166の8、166の18、166の19、172の9、173の4、173の12、173の16、199の4、199の17、本別1の7・21の1・66の1・87の30・88の1・88の12 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、1の1、1の5、1の6、21の22、22の3、43の8、44の1、44の2、44の6、65の20、66の3、87の1、87の22、87の26から87の29まで

(2) 指 定 の 目 的 風害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所 野付郡別海町上春別222の46 (次の図に示す部分に限る。)、222の35、222の51、222の77、222の79、222の90、222の108、222の109、223の1、271の4、271の5、272の5、273の5、273の6、297の1、297の4、297の22、297の47、298の1、298の7、299の5、299の11、299の12、319の1、319の17、319の30、319の31、320の6から320の9まで、西春別4の9・5の3・20の6・

32の6・43の9・43の38・83の8・101の13・112の10・112の11・126の8・126の9・173の7・190の11・199の8・234の12・281の16・349の16（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）、5の2、5の20から5の22まで、12の7、13の7、13の8、13の11から13の13まで、20の11、20の16、20の17、21の5、21の15から21の19まで、31の8、31の20、31の21、43の36、43の39、43の42、43の43、43の46、43の47、48の10、49の3、49の4、62の5、62の25、62の37、62の38、63の2、63の10、63の15、63の53、72の1、73の2、73の16、82の4、82の11、82の12、82の15、82の23、83の9、92の1から92の5まで、92の21、92の25、93の8、93の9、93の19、101の11、101の12、101の38、112の18、112の41、126の26、137の7、137の8、163の3、164の3、173の8、173の12、190の10、190の12、190の32、199の9、199の24、199の27、227の7、227の8、227の16、234の13から234の15まで、234の30、234の31、279の9、279の28、279の29、281の13から281の15まで、281の19、281の75、349の17、中西別74の4・74の5・163の4・164の7・173の5・199の1・199の7（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、1の1、2の1、3の1、4の1、5の7、19の2、19の9、19の13、20の1、20の7、20の11、20の12、21の7、36の7、36の9、37の4から37の7まで、57の4、57の8、57の10、57の11、57の14、58の11、58の12、73の1、73の2、74の6、74の16、74の17、87の33、147の13、163の1、163の3、164の8、164の23、164の28、165の7、165の8、165の10、165の13、165の14、165の16、166の7、166の8、166の18、166の19、172の9、173の4、173の12、173の16、199の4、199の17、本別1の7・21の1・66の1・87の30・88の1・88の12（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、1の1、1の5、1の6、21の22、22の3、43の8、44の1、44の2、44の6、65の20、66の3、87の1、87の22、87の26から87の29まで

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所 野付郡別海町尾岱沼4の39、4の43、5の2から5の4まで、5の6、5の22、5の70、5の77、8の84、8の91

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

尾岱沼4の39・4の43・5の2・5の6（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、5の22、5の70、8の84、8の91

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第83号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字歌別628の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 魚つき

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字歌別628の1（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第84号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 広尾郡大樹町字旭浜98の2（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 霧害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第85号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 江別市西野幌891の4、891の6、891の8、891の10の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西野幌891の4（次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡厚沢部町字富里317の1・441（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）310の1、字当路548の1（次の図に示す部分に限る。）546、547の3
  - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字富里310の1・317の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）441、字当路548の1（次の図に示す部分に限る。）
      - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
  - 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡大成町字平浜97の2、115、256の2、257の2、261の3、612、613の1、613の2、616の4、616の5、617の3
    - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
    - (3) 変更後の指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - (ア) 主伐は、択伐による。
        - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

<p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡厚沢部町字滝野367 (次の図に示す部分に限る。)</p> <p>369の1から369の3まで、371、400、403、405</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡大成町字本陣230地先 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、224の1 (次の図に示す部分に限る。)、230、字平浜390地先 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、383・387の1・388・391の3・392の1・393の2 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、389、390、字久遠6の3 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、字都420 (次の図に示す部分に限る。)、字長磯230の2地先 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、273の1 (次の図に示す部分に限る。)、230の2、231、269</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>6(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p>	<p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 厚岸町 (次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>7(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 厚岸町 (次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>8(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 厚岸郡浜中町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>9(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 川上郡弟子屈町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養</p>
---	---

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
弟子屈町（次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 10(1) 指定施業要件変更予定保安林 川上郡弟子屈町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 11(1) 指定施業要件変更予定保安林 野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 12(1) 指定施業要件変更予定保安林 根室市（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 13(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡本別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
  - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第86号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を大成町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年1月27日北海道告示第85号のとおりである。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

久遠郡大成町字387の1所在の森林について抵当権を有する汲田利右工門

北海道告示第87号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理室建設情報課に備え置い

て縦覧に供する。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
北央機工株式会社	般-14 石第17951号	平成15.12. 1
有限会社インテリアアンドベリア創栄	般-14 石第10296号	同 15.12.10
北ガスサービス株式会社	般-11 石第11468号	同 15.12.11
有限会社木村工業	般-14 石第9681号	同 15.12.12
アイルホーム販売株式会社	般-13 石第17563号	同
有限会社高松組	般-13 石第12234号	同 15.12.17
有限会社琴岡建設	般-13 渡第3930号	同 15.12. 4
大森建設株式会社	般-14 渡第543号	同 15.12. 8
水上組	般-13 後第691号	同 15.12.15
仁木建設株式会社	般-12 後第1080号	同 15.12.19
笹木組	般-12 空第2183号	同 15.12. 2
有限会社山路左官技研	般-11 空第1035号	同 15.12.19
有限会社小林組	般-11 空第1260号	同
有限会社東光建設工業	般-14 空第2724号	同
滝川北自運輸株式会社	般-11 空第3173号	同
有限会社藤電設	般-13 空第1856号	同 15.12.24
株式会社真興商事	般-12 上第3147号	同 15.12.12
中村重機建設株式会社	般-11 上第1273号	同 15.12.17
山一重工株式会社	般-12 上第1455号	同 15.12.22
堤組	般-12 留第35号	同
北東通信建設株式会社	般-14 網第1640号	同 15.12.15
山崎組	般-14 胆第409号	同 15.12. 3
合資会社松崎畳敷物店	般-12 胆第1214号	同 15.12.15
総合建設工業株式会社	般-12 十第3279号	同 15.12.24

2 許可の一部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
マツダ産業株式会社	般-13 石第8538号	平成15.12. 4
富久居産業株式会社	般-10 石第16435号	同 15.12. 8
東和石田株式会社	特-13 石第473号	同 15.12.12
高木建設株式会社	特-14 石第1032号	同 15.12.16

大北土建有限会社	般-14 石第10480号	同
株式会社阿部建設	般-13 石第5367号	同 15.12.24
有限会社藤巻商会	般-12 渡第2358号	同 15.12. 5
株式会社龍川工業所	般-13 渡第1348号	同 15.12.15
株式会社山本建設	般-12 宗第586号	同 15.12.16
株式会社郡土木	般-12 網第460号	同 15.12. 9
株式会社壹成	般-14 胆第3354号	同 15.12.18
有限会社晃伸産業	般-12 胆第4137号	同
有限会社ハウジング信和	般-13 十第2908号	同 15.12.17
有限会社共通空輸	般-12 釧第2402号	同 15.12. 1

北海道告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 江別恵庭線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道などの重複区間
江別市東野幌565番5地先から	前	26.00mから31.40mまで	217.30m	—	
江別市東野幌575番4地先まで	前	8.00mから16.00mまで	229.40m	—	
	後	26.00mから31.40mまで	217.30m	—	

北海道告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 平取静内線	静内郡静内町字目名10番1地先から静内郡静内町字神森152番1地先まで	平成16. 1.27
	新冠郡新冠町字明和19番1地先から新冠郡新冠町字明和43番2地先まで	同

北海道告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道 道
2 路 線 名	八雲北松山線
3 道路の区域	
区 間	変更前後の別 敷 地 の 幅 員 延 長 国道等との重複区間
瀬棚郡北檜山町字富里164番4地先(河川敷地)	前 16.36mから19.00mまで 690.19m —
から瀬棚郡北檜山町字富里155番4地先まで	後 18.61mから20.71mまで 690.19m —

支 庁 告 示

北海道檜山支庁告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成16年1月27日

北海道檜山支庁長 伊藤 満

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	瀬棚郡北檜山町字豊岡60 - 9、61 - 1、62 - 2
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	瀬棚郡北檜山町字豊岡61番地1 コーサカ食品株式会社 代表取締役 高坂 光徳
3 開発許可年月日及び番号	平成2年9月27日 檜建指第2 - 4号指令

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成16年1月27日

北海道収用委員会会長 文 仙 俊 一

1 事件名

平成15年(収)第9号釧路圏都市計画道路事業（3・3・24号鉄北幹線通外2）収用事件

- 2 起業者の名称  
北海道
- 3 事業の種類  
釧路圏都市計画道路事業3・3・24号鉄北幹線通、3・4・37号新釧路川左岸通及び3・3・14号国道幹線通
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地		土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人				
所 在 地	番 地 目	登 記 簿 上 の 地 積 (㎡)	実 測 地 積 (㎡)	収 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (㎡)	氏 名 住 所	氏 名 住 所	権 利 の 表 示 受 付 年 月 日 種 類 受 付 番 号	
釧路市喜多町	15番17	原野	2,651	2,651.23	37.59	大滝 重美 釧路市浦見5丁目1番14号	株式会社北陸銀行 富山県富山市 堤町通り一丁目2番26号	平成8.4.23 根抵当権 第9202号
						釧路信用金庫	釧路市北大通 八丁目2番地	平成9.1.9 根抵当権 第407号

別添図面省略

- 5 裁決手続開始決定の日

平成16年1月16日